一般社団法人 日本原子力学会 関西支部規約

(目的)

第1条 本規約は、一般社団法人日本原子力学会(以下、「学会」という。)細則第7条、組織規程 第4条に従い設置された関西支部(以下、「支部」という。)の組織・運営を定めることを目 的とする。

(支部の範囲)

第2条 支部は、組織規程第4条で規定する、福井県西部、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、 大阪府、兵庫県(以下、「関西地区」という。)をその範囲とする。

(支部の目的)

第3条 支部は、関西地区において原子力の研究を促進し、原子力に関する知識を普及することを 目的とする。

(支部会員)

第4条 関西地区に連絡先(住居、勤務先等)を有する学会会員をもって支部会員とする。

(支部事務所の所在地)

第5条 支部は、事務所を関西地区におく。

(支部の事業)

第6条 支部は、講演会、見学会、表彰等を行うほか、第3条の目的を達成するために必要な事業 を行う。

(支部幹事)

- 第7条 支部に、支部長1名、副支部長2名を含む支部幹事20名以上35名以内をおく。
- 2. 支部幹事は支部大会において選任し、任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3. 支部長は、学会会長が委嘱する。

(支部幹事の任務)

第8条 支部長は、支部を代表し会務を総括する。副支部長は支部長を補佐し、必要に応じて支部 長の職務を代行する。その他の支部幹事は支部長および副支部長を補佐し、会務を処理する。

(支部幹事会)

- 第9条 支部幹事会は、支部大会付議事項、支部大会決議の執行に関する事項など第3条の目的達成に必要な事項を審議し決定する。
- 2. 支部幹事会は、書面、あるいは電子メール等により、支部幹事に議題とともに開催を通知した 上で、支部幹事の過半数の出席をもって開催する。ただし、当該議事につき書面、あるいは電 子メール等をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

(小委員会)

第10条 第3条の目的達成のため、必要に応じ、支部幹事会の議決を経て、小委員会をおくことができる。

(支部大会)

- 第11条 支部大会は、年1回および必要に応じて支部長が召集し、支部幹事の選任、事業および 収支に関する重要事項を審議し決定する。
- 2. 支部大会は、学会誌、書面、あるいは電子メール等により、支部会員に議題とともに開催を通知した上で、支部幹事の過半数および支部会員の出席をもって開催する。ただし、当該議事につき書面、あるいは電子メール等をもって、あらかじめ意志を表示した者は、出席者とみなす。

(議事)

第12条 支部大会の議事は、出席者の過半数をもって議決する。

(支部の経費)

- 第13条 支部の経費は学会本部よりの交付金、およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 2. 支出については、原則として、その都度学会本部から支払う。

(規約の変更)

第14条 この規約の変更は、支部幹事会および支部大会の議決ならびに支部協議委員会の審議により決定し、理事会の承認を得るものとする。

附則

- 1. この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 2. 改訂履歷
 - ①昭和34年4月17日 第3回理事会決定
 - ②平成 8年5月23日 第38回会員総会改正
 - ③平成15年4月22日 第45回支部総会改訂
 - ④平成19年6月 1日 第49回支部総会改訂
 - ⑤平成20年6月 4日 第50回支部総会改訂
 - ⑥平成23年2月25日 臨時支部総会改訂
 - ⑦平成24年6月 1日 第3回幹事会改訂